

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	小平市 住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>小平市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、小平市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、小平市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、小平市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)の住民基本台帳とのネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>小平市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪取得した個人番号等を庁内の他業務システムへ連携 ⑫他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。以下、同じ。) ※住民基本台帳に記録されたもので、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下、「消除者」という。)を含む
その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うためには、市内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報のうち、個人番号対応符号及びその他識別情報は、中間サーバーへ登録を行うために必要とされる。 ・個人番号、氏名、住所、その他の情報については、住民基本台帳法により、住民票に記載すべき事項とされる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月2日
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (保険年金課、子育て支援課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務省) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務	
④使用の主体	使用部署	市民部 市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・住民基本台帳の新規作成、又は変更が生じた場合、住民基本台帳に記載するとともに、更新情報を当市の市町村CSへ送信する。</p> <p>・住民、その他の住民票の写しの交付を請求できる者から請求があった場合、住民に係わる住民票の写し等を発行する。</p>	
情報の突合	住民票の記載事項の新規作成、又は変更が生じた際に、氏名、住所、個人番号、住民票コード等を基に検索することで突合を行う。	
⑥使用開始日	平成27年7月2日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
住民情報システム運用管理及び稼働維持支援業務		
①委託内容	住民情報システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジュールや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	住民情報システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジュールや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5		
委託事項2		
住民基本台帳情報入力等事務		
①委託内容	住民基本台帳に係わる届出や申請に基づく既存住基システムへの入力、住民票の写し等の発行	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 パーソルテンプスタッフ株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
証明書コンビニ交付システムのサービス利用		
①委託内容	証明書コンビニ交付システムの開発・保守及び運用業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	証明書コンビニエンスストア交付システムの運用及び保守作業等
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (37) 件 [] 行っていない
提供先1	「(別紙1)提供先一覧」に記載
①法令上の根拠	「(別紙1)提供先一覧」に記載
②提供先における用途	「(別紙1)提供先一覧」に記載
③提供する情報	「(別紙1)提供先一覧」に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「(別紙1)提供先一覧」に記載
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	「(別紙1)提供先一覧」に記載
移転先1	「(別紙2)移転先一覧」に記載
①法令上の根拠	「(別紙2)移転先一覧」に記載
②移転先における用途	「(別紙2)移転先一覧」に記載
③移転する情報	「(別紙2)移転先一覧」に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「(別紙2)移転先一覧」に記載
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	「(別紙2)移転先一覧」に記載

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

(1) 小平市における措置

・管理区域内への立ち入りの際は入退出記入簿・入退出監視カメラにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されているマシン室では静脈認証による入退室管理を行っている。

・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。

(2) システム保管データセンターにおける措置

・外部侵入防止として、24時間有人監視、監視カメラの設置している。

・入退出管理として、ICカード、生体認証による入退出管理をしている。

・センターへの立ち入りの際は警備員、受付、フラッパーゲート、金属探知ゲートにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されている部屋では、共連れ入室チェック、電子錠ラックのセキュリティを行っている。

・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。

(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入館を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内の住民 ※消除者を含む。ただし、死亡による消除者は除く
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、その他住民票関係情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月2日
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民部 市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</p> <p>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ及び全国サーバ)。</p>
	情報の突合	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。</p>
⑥使用開始日	平成27年7月2日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム稼動維持支援作業業務	
①委託内容	当市CSの保守作業、ジョブスケジュールや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	当市CSの保守作業、ジョブスケジュールや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内の住民 ※消除者を含む。ただし、死亡による消除者は除く
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内の住民 ※消除者を含む。ただし、死亡による消除者は除く
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・管理区域内への立ち入りの際は入退出記入簿・入退出監視カメラにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されているマシン室では静脈認証による入室管理を行っている。
- ・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内の住民 ※消除者を含む。ただし、死亡による消除者は除く
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所有者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)								
③使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。								
④使用の主体	使用部署	市民部 市民課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>								
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。							
⑥使用開始日	平成27年10月5日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> () 1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム稼働維持支援作業業務								
①委託内容	当市CSの保守作業、ジョブスケジュールや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 日立システムズ								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、書面の提出により市に承認を得たうえで再委託を許諾している。								
⑥再委託事項	当市CSの保守作業、ジョブスケジュールや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	機構
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内の住民 ※消除者を含む。ただし、死亡による消除者は除く
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内への立ち入りの際は入退出記入簿・入退出監視カメラにて入退出管理を行い、さらにサーバーが設置されているマシン室では静脈認証による入退室管理を行っている。 ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.消除コード、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番号、18.個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ、51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.標準公証旧氏カナ、64.標準公証旧氏漢字、65.出生時等旧氏カナ、66.出生時等旧氏漢字、67.変更直前旧氏カナ、68.変更直前旧氏漢字、69.旧氏申請コード、70.旧氏証憑コード、71.ローマ字氏名漢字、72.ローマ字旧氏漢字、73.現住所コード、74.現住所郵便番号、75.現住所、76.現住所地番、77.現住所方書カナ、78.現住所方書漢字、79.現住所前漢字地番数値、80.現住所前漢字地番数値1、81.現住所前漢字地番数値2、82.現住所前漢字地番数値3、83.現住所後漢字地番数値、84.入管法届出フラグ、85.住居地補正コード、86.入管法居住住所コード、87.入管法居住住所郵便番号、88.入管法居住住所、89.入管法居住住所地番、90.入管法居住住所方書カナ、91.入管法居住住所方書漢字、92.入管法居住住所前漢字地番数値、93.入管法居住住所前漢字地番数値1、94.入管法居住住所前漢字地番数値2、95.入管法居住住所後漢字地番数値、96.入管法居住住所後漢字地番数値、97.性別コード、98.生年月日、99.元号フラグ、100.生年月日不詳フラグ、101.生年月日不詳コード、102.生年月日不詳文字、103.続柄コード、104.続柄名称漢字、105.記載順位、106.警告フラグ、107.筆頭者氏名漢字、108.本籍住所コード、109.本籍郵便番号、110.本籍住所、111.本籍地番、112.本籍前漢字地番数値、113.本籍地番数値1、114.本籍地番数値2、115.本籍地番数値3、116.本籍後漢字地番数値、117.前住所世帯主氏名漢字、118.前住所世帯主氏名漢字2、119.前住所コード、120.前住所郵便番号、121.前住所、122.前住所地番、123.前住所方書カナ、124.前住所方書漢字、125.前住所前漢字地番数値、126.前住所前漢字地番数値1、127.前住所前漢字地番数値2、128.前住所前漢字地番数値3、129.前住所後漢字地番数値、130.住所変更前世帯主漢字、131.住所変更前世帯主漢字2、132.住所変更前世帯主通称氏名漢字、133.住所変更前世帯主併記氏名漢字、134.住所変更前住所コード、135.住所変更前郵便番号、136.住所変更前住所、137.住所変更前地番、138.住所変更前方書カナ、139.住所変更前方書漢字、140.住所変更前漢字地番数値、141.住所変更前漢字地番数値1、142.住所変更前漢字地番数値2、143.住所変更前漢字地番数値3、144.住所変更前後漢字地番数値、145.転入前住所世帯主漢字、146.転入前住所世帯主漢字2、147.転入前住所コード、148.転入前住所郵便番号、149.転入前住所、150.転入前住所前漢字地番数値、151.転入前住所前漢字地番数値1、152.転入前住所前漢字地番数値2、153.転入前住所前漢字地番数値3、154.転入前住所後漢字地番数値、155.転入前住所後漢字地番数値1、156.転入前住所後漢字地番数値2、157.転入前住所後漢字地番数値3、158.転出予定先世帯主漢字、159.転出予定先世帯主漢字2、160.転出予定先住所コード、161.転出予定先郵便番号、162.転出予定先住所、163.転出予定先地番、164.転出予定先方書カナ、165.転出予定先方書漢字、166.転出予定先漢字地番数値、167.転出予定先漢字地番数値1、168.転出予定先漢字地番数値2、169.転出予定先漢字地番数値3、170.転出予定先後漢字地番数値、171.実定地世帯主氏名漢字、172.実定地世帯主氏名漢字2、173.実定地住所コード、174.実定地郵便番号、175.実定地住所、176.実定地地番、177.実定地方書カナ、178.実定地方書漢字、179.実定地前漢字地番数値、180.実定地地番数値1、181.実定地地番数値2、182.実定地地番数値3、183.実定地後漢字地番数値、184.住記異動事由コード、185.異動届出日、186.異動日、187.住民事由コード、188.住民届出日、189.住民日、190.住民日不詳フラグ、191.住民日不詳文字、192.外国人住民届出日、193.外国人住民日、194.住定届通知区分、195.住記住定事由コード、196.住定届出日、197.住定日、198.住定日不詳フラグ、199.住定日不詳文字、200.記載事由コード、201.記載届出日、202.記載日、203.消除届通知区分、204.消除事由コード、205.消除届出日、206.消除日、207.消除日不詳フラグ、208.消除日不詳コード、209.消除日不詳文字、210.転出予定届出日、211.転出予定日、212.通知日、213.実定日、214.在留カード等番号、215.在留カード等番号区分、216.国籍コード、217.国籍名、218.第30条45規定区分、219.第30条45規定区分名称、220.在留資格コード、221.在留資格名称、222.在留期間コード年、223.在留期間コード月、224.在留期間コード日、225.在留期間終日、226.世帯変更事由コード、227.世帯変更異動日、228.世帯変更届出日、229.改製年月日、230.カナ氏名カウンタ、231.漢字氏名カウンタ、232.標準公証旧氏カウンタ、233.ローマ字氏名カウンタ、234.ローマ字旧氏カウンタ、235.性別カウンタ、236.生年月日カウンタ、237.続柄カウンタ、238.現住所カウンタ、239.世帯主名カウンタ、240.本籍カウンタ、241.筆頭者カウンタ、242.住民年月日カウンタ、243.住定届出日カウンタ、244.住定年月日カウンタ、245.記載年月日カウンタ、246.前住所カウンタ、247.転出地カウンタ、248.転出予定届出日カウンタ、249.転出予定日カウンタ、250.実定地カウンタ、251.通知日カウンタ、252.実定日カウンタ、253.番号法個人番号カウンタ、254.住民票コードカウンタ、255.備考欄カウンタ、256.通称氏名カナカウンタ、257.通称氏名漢字カウンタ、258.国籍カウンタ、259.在留資格カウンタ、260.在留期間カウンタ、261.在留期間終日カウンタ、262.第30条45規定カウンタ、263.在留カード等番号カウンタ、264.行政区コード、265.自治会コード、266.町内会コード、267.小学校区コード、268.中学校区コード、269.投票区コード、270.住所変更前行政区コード、271.住所変更前自治会コード、272.住所変更前町内会コード、273.住所変更前小学校区コード、274.住所変更前中学校区コード、275.住所変更前投票区コード、276.警告コード、277.移行フラグ、278.登録区分、279.処理番号、280.管轄支所コード、281.政令市コード、282.〒60、283.備考1年月日、284.備考1行数、285.備考1レングス、286.備考1.60、287.備考2年月日、288.備考2行数、289.備考2レングス、290.備考2.60、291.文字列型予備項目1、292.印鑑連動有無フラグ、293.印鑑連動異動事由名称、294.旧番号法個人番号、295.旧住民票コード、296.交付識別コード、297.国保資格区分、298.国保退職区分コード、299.国民年金記号番号、300.国民年金種別、301.子ども手当の有無フラグ、302.介護保険の有無フラグ、303.後期高齢の有無フラグ、304.後期高齢被保険者番号、305.後期高齢資格取得年月日、306.後期高齢資格喪失年月日、307.現住所方書非表示フラグ、308.前住所方書非表示フラグ、309.転入前方書非表示フラグ、310.転出前方書非表示フラグ、311.実定地方書非表示フラグ、312.特定施設コード、313.住所変更前特定施設コード、314.軽微な修正フラグ、315.予備1.2、316.予備年月日1、317.予備2.2、318.予備年月日2、319.予備3.5、320.予備年月日3、321.予備4.5、322.予備年月日4、323.予備5.10、324.予備年月日5、325.予備6.10、326.予備年月日6、327.予備7.15、328.予備年月日7、329.予備8.15、330.予備年月日8、331.予備9.20、332.予備年月日9、333.予備10.20、334.予備年月日10

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムへ登録する際、登録・申請の窓口において、「小平市住民基本台帳に係る届出及び証明書の交付請求の本人確認等事務処理要綱」に基づく本人確認を行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・住民からの届出・申請等による情報入手にあたり、必要な情報のみを記載する様式とし、不要な情報を記載しないようにする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムにおいて、個人番号を必要としない業務では個人番号が画面表示されないようにする。 ・個人番号を利用しない業務から住民情報の要求があった場合、個人番号が含まれない情報を提供する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDとパスワードを用いた認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書には小平市情報セキュリティポリシーに規定された内容を記載する。 委託契約書には次の内容を定めている。 ・第三者への情報開示の禁止 ・情報の適切な管理、契約終了後の情報の返却 ・無断複製の禁止 ・義務違反または義務を怠った場合の契約解除、損害賠償請求の規定 ・作業内容等の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への情報開示をしないことを誓約している。 ・社内で規定している情報漏えい防止3原則(※)を順守することをプロジェクト参画時に関係者全員署名している。 ・週報として再委託先より作業報告書の提出を義務付けている。 ・契約及び管理ルールを順守し作業をしたことを毎月宣誓書に署名している。 ・委託元責任者が週に1回以上現地へ赴き、作業状況確認を実施している。 <p>※情報漏えい防止3原則 原則1. 機密情報については、原則、作業場所から持ち出しません。 原則2. 機密情報を持ち出す場合は、必ず上長の承認を得ます。 原則3. 機密情報をモバイルPC等に保存し、持ち出す場合はセキュリティ対策を行います。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条(基本理念)、第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。 なお、特定個人情報の提供・移転に係るルールの詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(1)宛名システムとの連携では以下の措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・中間サーバーからの要求内容のみ提供を行うように、システム上担保している。 <p>(2)中間サーバー・ソフトウェア(※1)との連携では以下の措置を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体(情報照会機関)からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体(情報提供機関)による特定個人情報の提供それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

(2) 中間サーバー・プラットフォーム(※)における措置

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体については暗号化や認証等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>(1)小平市における措置 ・全職員に対して、個人情報保護に関する研修を行っている。違反行為を行った者に対しては、都度厳重に指導する。</p> <p>(2)委託先における措置 ・全従業員に対し、eラーニングによる個人情報保護、情報漏えい防止、機密情報管理に関する基礎を授ける教育を行う。また、各役割に応じた教育プログラムを設け、必要に応じて集合教育を行う。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書には小平市情報セキュリティポリシーに規定された内容を記載する。 委託契約書には次の内容を定めている。 ・第三者への情報開示の禁止 ・情報の適切な管理、契約終了後の情報の返却 ・無断複製の禁止 ・義務違反または義務を怠った場合の契約解除、損害賠償請求の規定 ・作業内容等の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への情報開示をしないことを誓約している。 ・社内で規定している情報漏えい防止3原則(※)を順守することをプロジェクト参画時に関係者全員署名している。 ・週報として再委託先より作業報告書の提出を義務付けている。 ・契約及び管理ルールを順守し作業をしたことを毎月宣誓書に署名している。 ・委託元責任者が週に1回以上現地へ赴き、作業状況確認を実施している。 ※情報漏えい防止3原則 原則1. 機密情報については、原則、作業場所から持ち出しません。 原則2. 機密情報を持ち出す場合は、必ず上長の承認を得ます。 原則3. 機密情報をモバイルPC等に保存し、持ち出す場合はセキュリティ対策を行います。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条（基本理念）、第9条（利用範囲）及び第19条（特定個人情報の提供の制限）等の規定に基づき、厳格な運用を行う。 なお、特定個人情報の提供・移転に係るルールの詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>			

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>(1)小平市における措置 ・全職員に対して、個人情報保護に関する研修を行っている。違反行為を行った者に対しては、都度厳重に指導する。</p> <p>(2)委託先における措置 ・全従業員に対し、eラーニングによる個人情報保護、情報漏えい防止、機密情報管理に関する基礎を授ける教育を行う。また、各役割に応じた教育プログラムを設け、必要に応じて集合教育を行う。</p>
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要なない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書には小平市情報セキュリティポリシーに規定された内容を記載する。 委託契約書には次の内容を定めている。 ・第三者への情報開示の禁止 ・情報の適切な管理、契約終了後の情報の返却 ・無断複製の禁止 ・義務違反または義務を怠った場合の契約解除、損害賠償請求の規定 ・作業内容等の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への情報開示をしないことを誓約している。 ・社内で規定している情報漏えい防止3原則(※)を順守することをプロジェクト参画時に関係者全員署名している。 ・週報として再委託先より作業報告書の提出を義務付けている。 ・契約及び管理ルールを順守し作業をしたことを毎月宣誓書に署名している。 ・委託元責任者が週に1回以上現地へ赴き、作業状況確認を実施している。 ※情報漏えい防止3原則 原則1. 機密情報については、原則、作業場所から持ち出しません。 原則2. 機密情報を持ち出す場合は、必ず上長の承認を得ます。 原則3. 機密情報をモバイルPC等に保存し、持ち出す場合はセキュリティ対策を行います。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条（基本理念）、第9条（利用範囲）及び第19条（特定個人情報の提供の制限）等の規定に基づき、厳格な運用を行う。 なお、特定個人情報の提供・移転に係るルールの詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>(1)小平市における措置 ・全職員に対して、個人情報保護に関する研修を行っている。違反行為を行った者に対しては、都度厳重に指導する。</p> <p>(2)委託先における措置 ・全従業員に対し、eラーニングによる個人情報保護、情報漏えい防止、機密情報管理に関する基礎を授ける教育を行う。また、各役割に応じた教育プログラムを設け、必要に応じて集合教育を行う。</p>
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民部 市民課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1,333番地 電話番号 042-341-1211 内線2313
②請求方法	書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民部 市民課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1,333番地 電話番号 042-341-1211 内線2313
②対応方法	他課の事務に影響がある場合は、速やかに該当する課へ報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月25日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)</p> <p>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務内容	—	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令が公布されたため。
平成27年7月16日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ※その他該当項目についても変更する。	市民生活部	市民部	事後	平成27年4月1日付小平市組織条例改正に伴う名称変更
平成27年7月16日	I 基本情報 1. 個人番号の利用	—	第22条(転入届)	事後	住基法施行令第23条第2項の改正により、転出証明書に個人番号を記載することとなったため、その委任条文である住基法第22条を追記する。
平成27年7月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先名称及び件数	平成27年4月1日付小平市組織条例改正前の組織名称	平成27年4月1日付小平市組織条例改正後の組織名称	事後	平成27年4月1日付小平市組織条例改正に伴う名称変更
平成27年7月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供先・移転先を別紙1及び別紙2に記載	事後	表記方法の変更
平成27年7月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	文言の修正

平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	事後	文言の修正
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先22	保険年金課	—	事後	移転先の修正
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先28	—	・移転先28 子育て支援課 ・番号法第9条第1項 別表第1の46の項 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	事後	移転先の追加
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲その必要性	市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令が公布されたため。
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令が公布されたため。
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令が公布されたため。

平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令が公布されたため。
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	総務省令85号第36条	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	文言の修正
平成27年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令が公布されたため。
平成27年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	— (提供先の削除)	事後	提供不要のため。
平成27年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56	—	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務 (提供先の追加)	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定による変更
平成27年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている (28)件	移転を行っている (38)件	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定による変更
平成27年12月28日	(別紙2)移転先一覧 移転先29～移転先38	—	移転先の追加 (詳細は別紙2を参照)	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定による変更
平成28年7月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	和田 明浩	三井 慎二郎	事後	平成28年4月1日人事異動による変更

平成28年7月29日	(別紙1)提供先一覧 提供先 53	年金生活支援給付金の支援に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	— (提供先の削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
平成28年7月29日	(別紙1)提供先一覧 提供先 54	法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の120の項	法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の119の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
平成28年7月29日	(別紙2)移転先一覧 移転先 26	年金生活支援給付金の支援に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	— (提供先の削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
平成28年7月29日	(別紙2)移転先一覧 移転先 27	法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1の98の項	法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1の97の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
平成28年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている56件 移転を行っている38件	提供を行っている55件 移転を行っている37件	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による提供先、移転先の削除
平成28年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月2日	事後	文言の修正
平成28年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月2日	事後	文言の修正
平成28年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月2日	事後	文言の修正
平成28年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月2日	事後	文言の修正

平成30年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	契約変更
平成30年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	契約変更
平成30年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	契約変更
平成30年1月26日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ※その他該当項目についても変更する。	内線 2314	内線 2317	事後	担当者変更のため
平成30年6月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	三井 慎二郎	課長	事後	様式変更のため
平成31年2月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	日本コンベンションサービス株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	契約変更
令和1年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報の提供の根拠) 第三欄… (1、2、…、70、77、…、84、89、…116、117、120の項)	(別表第二における情報の提供の根拠) 第三欄… (1、2、…、70、74、77、…、84、85、89、…116、119の項)	事後	法令の改正により

令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(1)住民基本台帳ファイル 258項目	(1)住民基本台帳ファイル 334項目	事後	ファイル項目の追加により
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先の内線	内線 2317	内線 2316	事後	担当者変更のため
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先の内線	内線 2317	内線 2316	事後	担当者変更のため
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により…	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により…	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、…	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、…	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報の提供の根拠) 第三欄… (1、2、…、96、101、102、…、116、119の項)	(別表第二における情報の提供の根拠) 第三欄… (1、2、…、96、97、101、102、…、116、117、120の項)	事後	法令の改正により

令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・データセンターを設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入館を厳重に管理する。	(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入館を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	自治体中間サーバーの更改に伴う評価書記載例の更新への対応
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所有者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 … ・連絡先等情報 … ・業務関係情報 … [○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報)	・識別情報 … ・連絡先等情報 … ・業務関係情報 … [○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令の改正により

令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令の改正により
令和2年9月30日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	法令の改正により

令和2年9月30日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	(3) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	自治体中間サーバーの更改に伴う評価書記載例の更新への対応
令和3年9月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[O]その他 (法務省連携システム等)	[O]その他 (法務省連携システム、証明書コンビニ交付システム等)	事前	証明書コンビニ交付サービスの開始により
令和3年9月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	5. 証明書コンビニ交付システム の新設	事前	証明書コンビニ交付サービスの開始により
令和3年9月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄… (1、2、…、20、21、23、…、106、108、…116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄… (1、2、…、20、23、…、106、107、108、…116、117、120の項)	事後	法令の改正により
令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	—	証明書コンビニ交付システムのサービス利用の新設	事前	証明書コンビニ交付サービスの開始により
令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	… 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	… 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	法令の改正により

令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	… ・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、…	… ・機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、…	事後	法令の改正により
令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令の改正により
令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令の改正により
令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令の改正により
令和3年9月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令の改正により
令和3年9月27日	(別紙1)提供先一覧 提供先 1～58 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令の改正により

令和4年9月27日	(別添1)ファイル記録目録 (4)転入者申請情報ファイル	(4)転入者申請情報ファイル 1.自治体コード、2.申請受付番号、3.業務ID、4.申請コード、5.申請枝番、6.入力項目番号、7.繰り返し項目番号、8.繰り返し項目構成要素番号、9.複数選択連番、10.履歴番号、11.初期登録業務日時、12.更新業務日時、13.更新システム日時、14.更新コンピュータ名、15.更新ユーザID、16.有効フラグ、17.決裁状態、18.旧自治体コード、19.予備1、20.予備2、21.予備3、22.予備4、23.入力項目表示名、24.入力項目値、25.入力項目値ラベル、26.入力値不明区分、27.住民入力用英字画面名、28.入力項目定義履歴番号、29.表示角度	削除	事後	修正により
令和4年9月27日	(別紙2)移転先一覧 移転先26	—	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和5年9月25日	I-2 システム2 ②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)個人番号の交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届け出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する)。	事後	法令の改正により
令和5年9月25日	I 基本情報 4. 個人情報の利用 法令上の根拠	—	第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)	事後	住基ネットの条例利用を実施しているため
令和5年9月25日	III リスク対策(1)~(3) 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更
令和5年9月25日	(別紙2)移転先一覧 移転先53	—	小平市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例改正による変更
令和5年9月25日	(別紙2)移転先一覧	—	移転先の追加及び移転先の番号表記を修正(詳細は別紙2を参照)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	提供方法	時期・頻度
提供先 1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)以下、同じ。)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第2の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第2の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の4の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第2の6の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 6	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の8の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 7	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 8	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 9	都道府県知事 市町村長	番号法第19条第8号別表第2の16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 10	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の18の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 11	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の20の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 12	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 13	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 14	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第2の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 15	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第2の31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 16	日本私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	番号法第19条第8号別表第2の34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 17	厚生労働大臣 共済組合等	番号法第19条第8号別表第2の35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 18	文部科学大臣 都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表第2の37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 19	都道府県教育委員会 市町村教育委員会	番号法第19条第8号別表第2の38の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 20	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第2の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 21	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表第2の40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 22	市町村長 国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第2の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	提供方法	時期・頻度
提供先23	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先24	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の53の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先25	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第2の54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先26	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第2の57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先27	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第2の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先28	地方公務員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表第2の59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先29	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先30	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先31	厚生労働大臣 都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先32	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第2の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先33	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先34	市町村長(児童手当法第7条第1項の表の下欄に掲げる者を含む)	番号法第19条第8号別表第2の74の項	児童手当法による自動手当又は特例給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先35	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の77の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先36	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第2の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先37	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第2の85の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先39	都道府県知事 広島市長 長崎市長	番号法第19条第8号別表第2の89の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先40	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合 平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号別表第2の92の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先42	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先43	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の96の項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先44	都道府県知事 保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第2の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	提供方法	時期・頻度
提供先 45	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第2の101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 46	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第8号 別表第2の102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 47	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号 別表第2の103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成22年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 48	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	番号法第19条第8号 別表第2の105の項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 49	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号 別表第2の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 50	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第2の107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 51	都道府県知事 市町村長	番号法第19条第8号 別表第2の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 52	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第2の111の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 53	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第2の112の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 54	文部科学大臣 都道府県知事 都道府県教育委員会	番号法第19条第8号 別表第2の113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 55	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第2の114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 56	市町村長	番号法第19条第8号 別表第2の116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 57	厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第2の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 58	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第2の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・情報提供ネットワークシステム ・団体内統合宛名	照会の都度
提供先 59	小平市教育委員会 学務課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務	住民票関係情報	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	庁内連携システム	照会の都度

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	移転方法	時期・頻度
移転先1	保育課 障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先2	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1の9の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先3	健康推進課	番号法第9条第1項 別表第1の10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先4	障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表第1の11の項	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先5	障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表第1の12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先6	障がい者支援課	番号法第9条第1項 及び別表第1の14の項	小平市 精神障害者福祉手帳の交付に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先7	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1の15の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先8	収納課 税務課 保険年金課	番号法第9条第1項 別表第1の16の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先9	高齢者支援課	番号法第9条第1項 別表第1の19の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先10	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1の20の項	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先11	保険年金課	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先12	保険年金課	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先13	障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表第1の34の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先14	防災危機管理課	番号法第9条第1項 別表第1の36の2 項	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先15	子育て支援課	番号法第9条第1項 別表第1の37の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先16	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1の40の項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先17	高齢者支援課	番号法第9条第1項 別表第1の41の項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	移転方法	時期・頻度
移転先18	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の42の項	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先19	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の43の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先20	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先21	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先22	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先23	障がい者支援課	番号法第9条第1項別表第1の47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先24	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の48の項	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先25	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の49の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先26	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の50の項	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先27	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の53の項	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先28	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の56の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先29	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の59の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先30	生活支援課	番号法第9条第1項別表第1の63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先31	高齢者支援課	番号法第9条第1項別表第1の68の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先32	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の70の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先33	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の76の項	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	移転方法	時期・頻度
移転先 34	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の83の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 35	健康推進課 障がい者支援課	番号法第9条第1項別表第1の84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 36	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の93の2項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種実施に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 37	保育課	番号法第9条第1項別表第1の94の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 38	保険年金課	番号法第9条第1項別表第1の95の項	年金生活者支援給付金に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 39	健康推進課	番号法第9条第1項別表第1の98の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 40	子育て支援課	番号法第9条第1項別表第1の100の項	低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分)の事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 41	子育て支援課 生活支援課	番号法第9条第1項、別表第一第101項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 42	生活支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 43	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 44	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 45	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市中心身障害児福祉手当支給条例による心身障害児福祉手当の支給に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 46	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市中心身障害者福祉手当支給条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 47	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市乳幼児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 48	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	移転方法	時期・頻度
移転先 49	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 50	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年東京都規則第176号。以下「都規則」という。)で定めるもの	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 51	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって都規則で定めるもの	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	1000人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 52	障がい者支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携
移転先 53	子育て支援課	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例	小平市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	住民基本台帳 (住基法第7条に規定する事項)	10万人以上 100万人未満	市内の住民 ※消除者を含む	・庁内連携システム	異動情報を随時連携